

総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会運営細則

1 議長の代理

議長が検討会に出席できない場合は、出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室長がその職務を代理する。

2 構成員の欠席

- (1) 構成員（国の行政機関及び地方公共団体の職員たる構成員を除く。）が検討会を欠席する場合は、代理する者を検討会に出席させることはできない。
- (2) 国の行政機関の職員たる構成員若しくはオブザーバー又は地方公共団体の職員たる構成員が欠席する場合は、議長の了解を得て、代理する者を検討会に出席させることができる。